

第1章 道路交通の安全

1 道路交通事故のない島根を目指して

- 人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない島根を目指します。
- 今後は死者数の一層の減少に取り組むことはもちろんのこと、事故そのものの減少についても積極的に取り組む必要があります。



2 道路交通の安全についての目標

- 年間の24時間死者数 18人以下
- 年間の交通事故死傷者数 1,300人以下
- 年間の高齢者交通事故死者数 全死者数の半数以下



3 道路交通の安全についての対策

《視点》

1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象

- ① 高齢者及び子どもの安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保
- ③ 生活道路及び幹線道路における安全確保

2 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

- ① 先端技術の活用推進
- ② 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ③ 地域ぐるみの交通安全対策の推進



《8つの柱》

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全意識の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者支援の充実と推進
- ⑧ 研究開発及び調査研究の充実

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故のない島根を目指して

I 道路交通事故の現状

1 死者数

本県の交通事故による死者数は、昭和44年に134人と最多を記録しましたが、昭和45年以降減少に向かい、昭和56年には50人にまで減少しました。

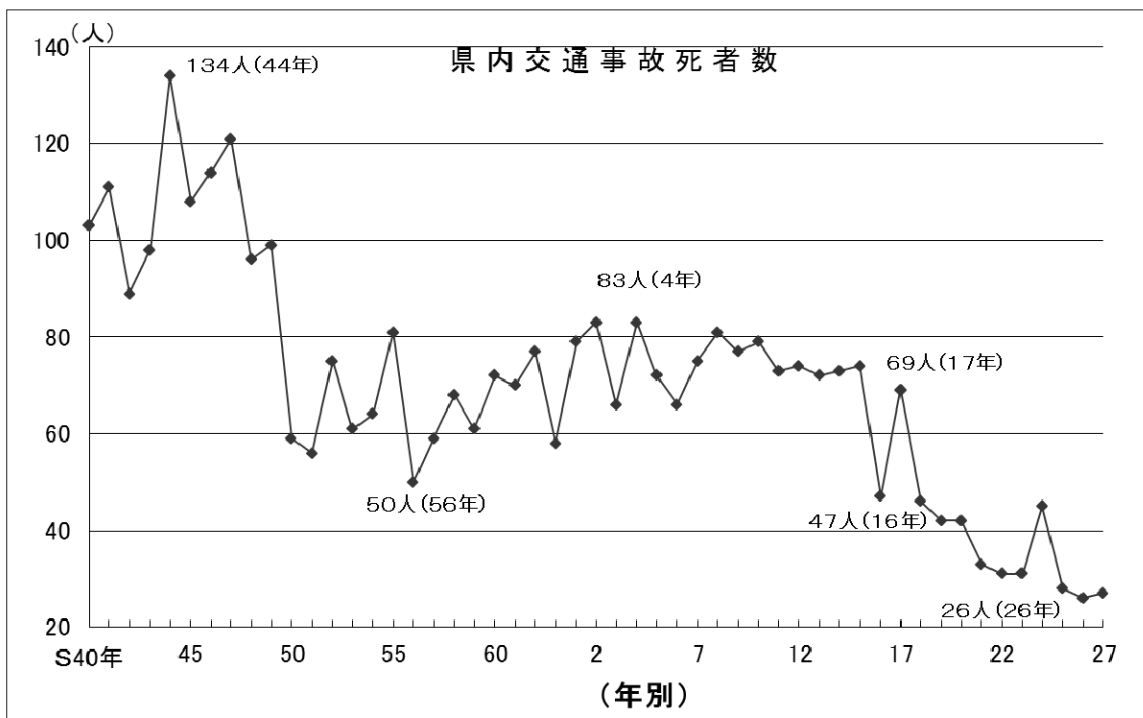
その後は増減を繰り返しながらも増加傾向となり、平成4年には83人と、第2のピークを迎えました。

以後、死者数は70人台の高止まりの状態でも推移していましたが、平成16年には死者数が47人となり、第7次交通安全計画の目標であった60人以下を初めて達成し、昭和33年以来46年ぶりに40人台にまで減少しました。

平成17年には一転して死者数が69人と前年に比べ22人の大幅増となり、再び平成15年以前の水準に逆戻りしましたが、平成18年には、死者数が大幅に減少して46人となり、以降5年連続して50人以下を達成し、平成22年は31人と30人台前半となりました。

平成27年は、第9次交通安全計画の目標である20人には達しなかったものの、平成25年から3年連続して20人台となり、また、平成26年に続き2年連続で全国最少となりました。

この10年間の死者数は、当初の46人から27人まで減少するなど全国と同様の大幅な減少となっています。



(資料出所：県警察本部)

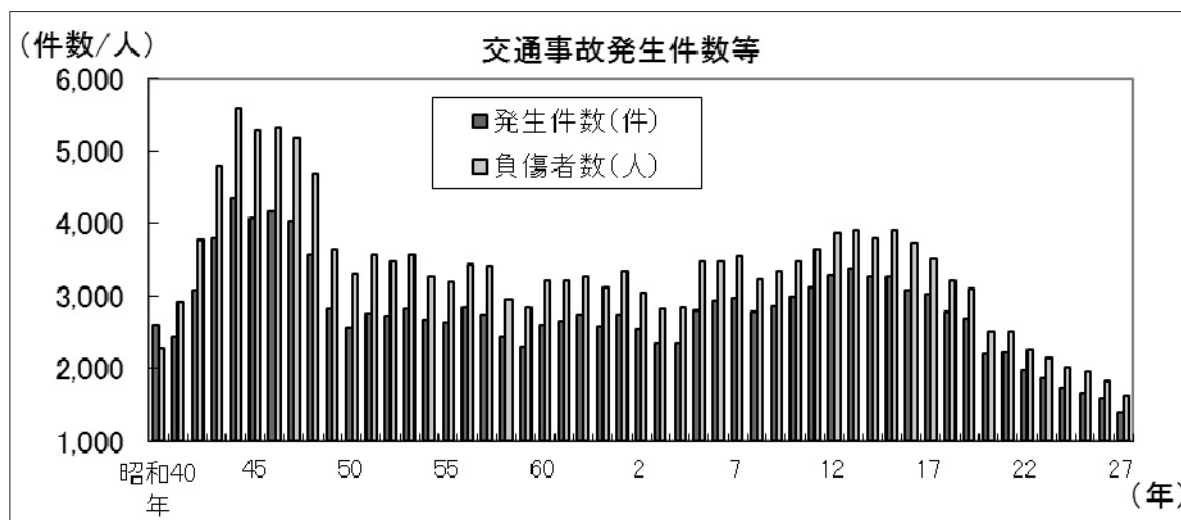
2 交通事故発生件数、負傷者数

交通事故発生件数、負傷者数は、昭和44年に4,341件、5,577人と死者数と同様にピークを迎え、その

後減少傾向を続けながら、昭和 59 年には発生件数 2,290 件、負傷者数 2,832 人まで減少しました。

以後増減を繰り返しながら徐々に増加傾向を示し、平成 13 年には発生件数 3,376 件、負傷者数 3,899 人となり、第 2 のピークを迎えました。

平成 16 年以降は発生件数、負傷者数ともに減少傾向となり、現在までに全国同様、大幅に減少し、平成 27 年には、発生件数 1,388 件、負傷者数は 1,613 人までに減少、この 10 年間で発生件数、負傷者数ともにほぼ半減しました。



(資料出所：県警察本部)

3 過去 10 年間の交通死亡事故の特徴とその要因

過去 10 年間の県内における交通死亡事故の特徴とその主な要因としては、次に掲げるとおりです。

【特徴】

① 夜間

全死者に占める夜間の死者の割合は、約 5 割であるが、昼夜間それぞれの交通事故発生件数に占める死亡事故件数の割合で見ると、夜間は昼間の約 3 倍になっている。

② 国道

全死者に占める国道における死者の割合は、年によって高下しているが、10 年間では 5 割を超え、特に国道 9 号での発生がその内半数以上を占めている。

③ 高齢者

全死者に占める高齢者死者の割合は、平成 18 年以降 9 年連続で 5 割を超えていたが、平成 27 年は 10 年ぶりに半数以下となった。しかし、10 年間の構成率は約 6 割となっている。

特に、夜間の歩行中、道路横断中の死者が多くなっている。

【要因】

この交通事故の特徴に対応する主な要因としては、次のようなものがあります。

① 県民の生活時間の変化や経済活動の 24 時間化等に伴い夜間交通量が増加している。

② 国道が幹線道路であると同時に生活道路としての機能を持っている。

③ 道路の形状が、幅員が狭い、カーブが多い等の悪条件を有している。

④ 高齢化の進展により、死亡事故の当事者となる高齢者や高齢運転者の割合が増加している。

島根県の交通死亡事故等の特徴（過去 10 年）

区分 / 年別	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
死者数	46	42	42	33	31	31	45	28	26	27	351
指数	100	91	91	72	67	67	98	61	57	59	
夜間の死亡事故件数	21	20	23	14	20	12	20	13	10	15	168
構成率	45.7	50.0	59.0	42.4	66.7	38.7	47.6	50.0	38.5	55.6	49.4
夜間の死者	21	21	25	14	20	12	21	13	10	15	172
構成率	45.7	50.0	59.5	42.4	64.5	38.7	46.7	46.4	38.5	55.6	49.0
国道の死亡事故件数	27	20	23	16	14	18	26	7	10	15	176
構成率	58.7	50.0	59.0	48.5	46.7	58.1	61.9	26.9	38.5	55.6	51.8
国道の死者	27	21	25	16	15	18	28	8	10	15	183
構成率	58.7	50.0	59.5	48.5	48.4	58.1	62.2	28.6	38.5	55.6	52.1
うち9号の死者	17	13	11	7	10	10	12	7	3	7	97
構成率	63.0	61.9	44.0	43.8	66.7	55.6	42.9	87.5	30.0	46.7	53.0
高齢者の死者	25	22	21	24	21	19	26	21	18	13	210
構成率	54.3	52.4	50.0	72.7	67.7	61.3	57.8	75.0	69.2	48.1	59.8
うち高齢者歩行者	9	10	12	10	8	12	12	11	8	7	99
構成率	36.0	45.5	57.1	41.7	38.1	63.2	46.2	52.4	44.4	53.8	47.1
(うち横断歩行中)	8	8	9	7	6	8	11	7	7	7	78
構成率	88.9	80.0	75.0	70.0	75.0	66.7	91.7	63.6	87.5	100.0	78.8
歩行中の死者	12	17	15	11	10	14	17	13	10	12	131
構成率	26.1	40.5	35.7	33.3	32.3	45.2	37.8	46.4	38.5	44.4	37.3
うち夜間	9	13	13	8	9	8	15	10	7	10	102
構成率	75.0	76.5	86.7	72.7	90.0	57.1	88.2	76.9	70.0	83.3	77.9
(うち高齢者)	8	8	11	7	7	8	11	8	5	5	78
構成率	88.9	61.5	84.6	87.5	77.8	100.0	73.3	80.0	71.4	50.0	76.5
自転車乗用中の死者	6	2	3	4	4	1	3	1	4	1	29
構成率	13.0	4.8	7.1	12.1	12.9	3.2	6.7	3.6	15.4	3.7	8.3
若年者の死者	4	5	6	1	0	1	5	3	1	0	26
構成率	8.7	11.9	14.3	3.0	0.0	3.2	11.1	10.7	3.8	0.0	7.4
正面衝突の死者	10	8	6	5	6	5	11	0	2	4	57
構成率	21.7	19.0	14.3	15.2	19.4	16.1	24.4	0.0	7.7	14.8	16.2
飲酒運転による死者	1	2	0	1	3	0	0	3	0	0	10
構成率	2.2	4.8	0.0	3.0	9.7	0.0	0.0	10.7	0.0	0.0	2.8

注1：指数は、平成18年を100としたもの

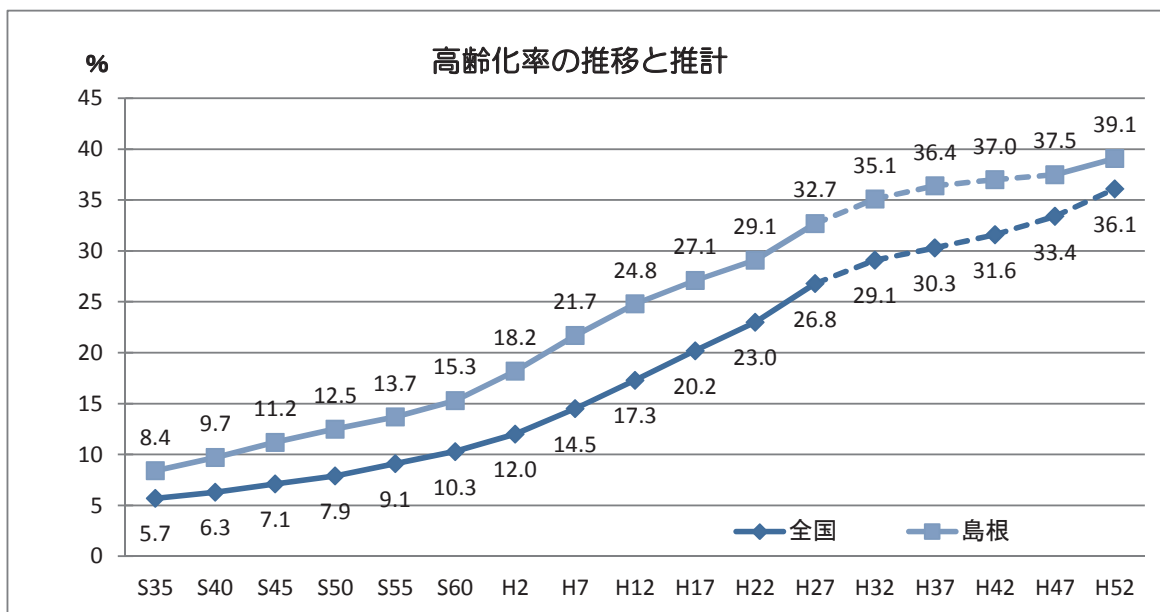
注2：飲酒事故は、原付以上第1当事者事故

(資料出所：県警察本部)

II 道路交通を取り巻く状況の展望

平成27年の本県の運転免許人口は、10年前の平成18年と比較するとほぼ横ばいになっています。今後県人口の減少に伴い、横ばいから緩やかな減少の傾向になることが見込まれます。

しかし、高齢者人口の割合が増加していく中、高齢者の運転免許保有者の伸び率は高く、高齢者が交通事故の当事者となる比率が高いことを考慮すると総合的な高齢者対策が重要です。



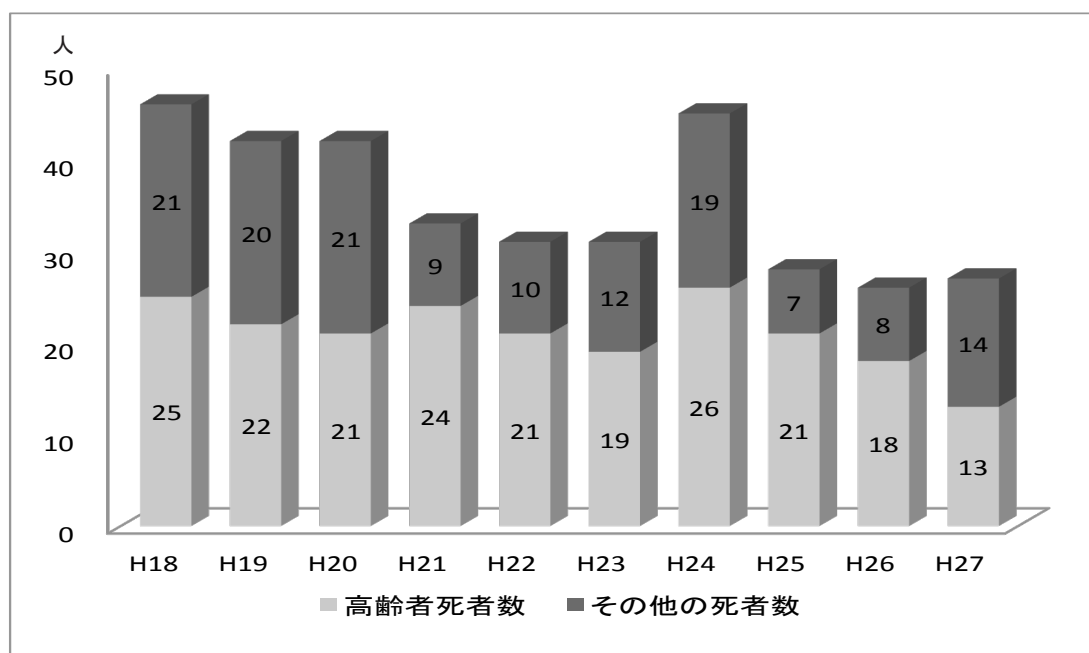
平成 22 年～平成 52 年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 25 年 3 月推計）

運転免許人口の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
免許人口	463,960	464,485	464,685	464,547	463,890	463,806	463,725	464,575	463,973	463,129
指数	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
高齢者免許人口	82,605	86,020	89,656	92,526	93,450	95,315	102,401	109,666	116,708	121,811
指数	100	104	109	112	113	115	124	133	141	147
構成比(%)	17.8%	18.5%	19.3%	19.9%	20.1%	20.6%	22.1%	23.6%	25.2%	26.3%

(資料出所：県警察本部)

交通事故による高齢者死者数の状況



(資料出所：県警察本部)

第2節 道路交通の安全についての対策

近年、県内においては、交通事故件数や死者数、負傷者数が減少している状況から、これまでの交通安全計画に基づき実施されてきた施策は一定の効果があったものと考えられます。このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応し、次の8つの柱で交通安全対策を実施します。

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1 道路交通環境の整備 | 5 道路交通秩序の維持 |
| 2 交通安全意識の普及徹底 | 6 救助・救急活動の充実 |
| 3 安全運転の確保 | 7 被害者支援の充実と推進 |
| 4 車両の安全性の確保 | 8 研究開発及び調査研究の充実 |

今後、交通安全対策の実施にあたっては、可能な限り、対策ごとの目標を設定するとともに、次のような2つの視点を重視して対策の推進を図ります。

I 今後の道路交通安全対策を考える視点

1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象

(1) 高齢者及び子どもの安全確保

本県は、全国平均と比較して高齢化が進行し、交通事故による高齢死者数の占める割合も極めて高いことから、高齢者が安全にかつ安心して外出したり移動できるような交通社会の形成が必要です。

そのためには、高齢者が主として歩行及び自転車等を交通手段とする場合と自動車を運転する場合など、高齢者の交通モードに応じたきめ細かな交通安全対策が重要となります。

特に、高齢者の交通安全を図っていくためには、高齢者が日常的に利用する機会が多い医療機関や福祉施設等と連携して交通安全活動を実施していくことや、高齢者の事故が居住地の近くで発生することが多いことから、身近な地域で生活に密着した交通安全活動を推進する必要があります。

また、引き続き、高齢運転者の増加が予想されることから、高齢者が事故を起こさないようにするための対策が必要です。

さらに、高齢者が身体機能の変化にかかわらず社会参加できるよう道路交通環境のバリアフリー化の促進も重要です。

また、少子化の進展の中で、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現には、防犯の観点はもちろんのこと、子どもを交通事故から守る交通安全対策が一層求められます。

このため、幼児からの心身の発達段階に応じた交通安全教育の推進や通学路等において歩道等の歩行空間の整備等を推進する必要があります。

(2) 歩行者及び自転車の安全確保

本県では、交通事故死者数に占める歩行者の割合が過去10年間で3割を超え、その内高齢歩行者は8割弱を占めています。

安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全確保が必要不可欠であり、特に、高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められています。

このような情勢を踏まえ、人優先の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要が

あります。

また、本県においては、交通事故死者数が減少傾向にある中、自転車乗用中の死者は1桁台で推移し、年によって増減を繰り返しています。自転車関連事故についても交通事故全体の約1割を占め、平成27年の自転車事故の約4割は自転車利用者側にも違反が存在しています。

自転車は自動車と衝突すれば被害に遭う反面、歩行者と衝突した場合には加害者となるため、それぞれの対策を講じる必要があります。生活道路や幹線道路において、自動車や歩行者と自転車利用者の共存が図れるよう、自転車の走行空間の確保を積極的に進める必要があります。

また、自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景にあり、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、交通安全教育等の充実を図る必要があります。

(3) 生活道路における安全確保

生活道路の安全対策については、高齢者及び子ども、歩行者並びに自転車利用者が生活道路において交通事故に遭っている場合が多いにもかかわらず、そうした観点からの総合的な対策が十分になされていませんでした。

今後は生活道路においての自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、交通指導取締りの強化、安全な走行の普及等の対策を講じるとともに、幹線道路を走行すべき自動車の生活道路への流入を防止するため幹線道路における交通安全対策等を推進するなど総合的な対策を一層推進する必要があります。

このためには、地域住民の主体的な参加と取組が不可欠であり、対策の検討や関係者間での合意形成において中心的な役割を果たす人材の育成も市町村においては重要な課題となります。

2 交通事故が起きにくい環境をつくるために留意すべき事項

(1) 先端技術の活用推進

交通事故が発生した場合にいち早く救助・救急活動を行えるシステムなど、技術発展を踏まえたシステムを導入推進していく必要があります。

(2) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

これまで講じた総合的な交通安全対策により、交通事故を大幅に減少させてきましたが、安全運転義務違反に起因する死亡事故は、依然として多く、その割合も高くなっています。

安全運転義務違反による交通事故の発生時間、場所、形態等の詳細な情報に基づいた分析を実施し、よりきめ細かな対策を効果的かつ効率的に実施することで、交通事故の抑止に生かしていく必要があります。

(3) 地域ぐるみの交通安全対策の推進

交通事故の発生場所・形態など事故特性に応じた対策を実施していくためにも、インターネット等を通じた交通事故情報の提供に努め、これまで以上に地域住民に交通安全対策に関心を持ってもらい、地域における安全安心な交通社会の形成を自らの問題として積極的な参加を促し、県民主体の意識を醸成していく必要があります。

また、安全な交通環境の実現のためには、市町村等それぞれの地域における交通情勢を踏まえ、交通社会の主体となる運転者、歩行者等の意識や行動を周囲・側面からサポートしていく社会システムを、行政、関係団体、住民などの協働により形成していく必要があります。

現在取り組んでいる飲酒運転対策、自転車の交通安全対策などについては、積極的な情報共有を図っていく必要があります。

II 道路交通安全対策

I 道路交通環境の整備

○ 交通事故は、事故発生地点の道路種別、沿道条件、道路構造、交通状況などが複雑に絡み合って構成される道路交通環境が大きく影響していると考えられます。

特に、幹線道路が生活道路でもあることから起因する交通事故の防止のため、高速道路の整備を促進し、生活道路への通過交通流入対策も含め、自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の「暮らしのみち」（生活道路）の機能分化を進めていく必要があります。

○ 信号機や道路標識などの交通安全施設の整備は、交通事故防止に直結する環境整備であり、効果的、効率的に事故を削減していく観点から、交通状況や事故の発生状況を踏まえ、重点的に推進する必要があります。

○ 少子高齢化が進展する中、子どもを事故から守り、高齢者や障がい者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成のため、安全・安心な歩行空間の確保された交通安全施設の整備など、交通環境の整備を推進する必要があります。

○ 輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を図る交通需要マネジメント（TDM）施策の推進や、渋滞軽減等のための高度道路交通システム（ITS）の開発・普及が必要です。

【道路の現況】

平成 25 年 4 月 1 日現在

道路種別	実延長 (km)		改良率 (%)		舗装率 (%)		整備率 (%)	
	島根県	全 国	島根県	全 国	島根県	全 国	島根県	全 国
一般国道	939.3	55,432.2	92.2	92.3	93.5	92.5	70.4	66.9
県 道	2,514.1	129,374.9	56.8	69.3	59.2	63.8	49.5	57.6
市町村道	14,642.6	1,023,962.4	54.0	57.9	8.9	19.2	54.0	57.9

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備【重点事項】

これまで一定の成果を上げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とはいえ、平成 27 年中の歩行者及び自転車乗用中の死者数は全死者数の約 5 割を占めている状況です。

このため地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要があります。

ア 生活道路における交通安全対策の推進【重点事項】

科学データや、地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいて、自治体、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図ります。

生活道路及び生活道路に接する国道・幹線道路等については、歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、最高速度を 30 キロメートル毎時の区域規制を前提とした「ゾーン 30」を整備するなどの低速度規制を実施するほか、公安委員会と道路管理者が連携し、歩道の整備、路側帯の設置・拡幅、信号灯器の LED 化、道路標識・標示の高輝度化等を推進するとともに、高齢者、障がい者等

の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「交通バリアフリー法」という。）に基づき、生活関連経路を構成する道路を中心に、音響式信号機や、歩行者と車両の通行を時間的に分離して歩行者と車両との交通事故を防止する歩車分離式信号の導入などにより、歩行者や自転車利用者の安全な通行を確保します。

このような対策を推進することにより、平成 27 年度策定の社会資本整備重点計画において定められた平成 32 年度までの数値目標の達成を目指します。

また、「ゾーン 30」以外の生活道路においても、歩道を整備するとともに、必要に応じて、自動車の速度の抑制、道路の形状や交差点が存在することの運転者への明示、歩行者・自動車の通行区分の明示等を進め、それぞれが共存する安全で安心な道路空間を創出します。

（中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課
 県都市計画課、県警察交通規制課）

平成 32 年度までの目標
生活道路における死傷事故を約 3 割抑止

（社会資本整備重点計画）

<目標>

事業内容	26 年度現状値	32 年度目標値
歩車分離式信号機整備	46 箇所	52 箇所
信号灯器 LED 化整備	806 箇所	1,010 箇所
音響式信号機整備	124 箇所	136 箇所
高齢者等感应式信号機整備	52 箇所	58 箇所

イ 通学路等の歩道整備等の推進【重点事項】

通学路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施等推進するとともに、関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所及び児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路、通園路の歩道整備を推進するとともに、路側帯のカラー舗装、押ボタン式信号機・歩行者用灯器の整備、横断歩道の拡充等により安全・安心な通学路等の整備を図ります。

（中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課県都市計画課、
 県教委教育指導課、県警察交通規制課）

<目標>

事業内容	26 年度現状値	32 年度目標値
歩道の整備延長 ※国道（国管理+県管理）+県道の数値	1,376 km	1,500 km

ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備【重点事項】

高齢者や障がい者等を含め全ての人々が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道の整備、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、バリアフリー対応型信号機、歩車分離式信号、エスコートゾーン等を整備します。

このほか、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器の LED 化、道路標識の高輝度化等を推進します。

また、交通バリアフリー法に基づき、重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道等の整備を面的に整備しネットワーク化を図ります。

さらに、視覚障がい者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識、バリアフリーマップ等により、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県高齢者福祉課、県障がい福祉課、県道路維持課、県道路建設課、県都市計画課、県警察交通規制課)

(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化【重点対策】

高規格幹線道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進します。

特に、高規格幹線道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車中心の道路交通を形成します。

(中国地方整備局 松江国道事務所、浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課、県都市計画課、県高速道路推進課、県警察交通規制課、西日本高速道路株式会社中国支社)

(3) 幹線道路における交通安全対策の推進【重点事項】

幹線道路における交通安全については、事故危険箇所を含め死傷事故率の高い区間や、地域の交通安全実績を踏まえた区間を優先的に選定し、対策立案段階では、これまでに蓄積してきた対策効果データにより対策の有効性を確認した上で次の対策に反映する「成果を上げるマネジメント」を推進するとともに、急ブレーキデータ等のビッグデータを活用した、潜在的危険箇所の対策など、きめ細かく効率的な事故対策を推進します。

また高規格幹線道路から生活道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体型的整備を推進し、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進します。

さらに、一般道路に比べ安全性の高い高規格幹線道路の利用促進を図るほか特に高齢運転者に分かりやすい逆走防止対策に取り組みます。

ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進【重点事項】

事故ゼロプランとは、交通事故が多発している区間、近年重大事故が発生した区間等、危険な箇所を交通事故データや地域の声を基に「事故危険区間」として選定し、道路利用者にも交通事故が起こりやすい危険な箇所との認識を持たせるとともに、計画的に交通安全施策に取り組むものです。

交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、次の手順により「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進します。

(ア) 本県における死傷事故は特定の区間に集中していることを踏まえ、死傷事故率の高い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定します。

(イ) 地域住民に対し、事故危険区間であることの注意喚起を行うとともに、事故データにより、卓越した事故類型や支配的な事故要因等を明らかにした上で、今後蓄積していく対策効果データを活用しつつ、事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施します。

(ウ) 対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課)

イ 事故危険箇所対策の推進

特に死傷事故率の高い幹線道路の区間及び交差点について指定している「事故危険箇所」における集中的な交通事故抑止対策を公安委員会と道路管理者が緊密に連携して推進します。

これらの危険箇所においては、信号機の改良・歩者分離式信号機の運用、道路標識の高輝度化、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進します。

このような対策を推進することにより、平成 27 年度策定の社会資本整備重点計画において定められた数値目標の達成を目指します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課県警察交通規制課)

平成 32 年度までの目標
事故危険箇所の死傷事故を約 3 割抑止

(社会資本整備重点計画)

ウ 幹線道路における交通規制

一般道路については、道路構造、交通安全施設の整備状況、交通状況、交通事故の発生状況等を勘案しつつ、速度規制等について見直しを行い、その適正化を図ります。

新規供用の高速自動車国道等については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、適正な交通規制を実施するとともに、既供用の高速自動車国道等については、交通流の変動、道路構造の改良状況等を総合的に勘案して交通実態に即した交通規制になるよう見直しを推進します。

また、交通事故発生時、天候不良等の交通障害発生時には、その状況に即して臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次事故の防止を図ります。(県警察交通規制課)

エ 重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大交通事故が発生した場合は、速やかに事故要因について調査するとともに、発生要因に則した所要の対策を講ずることにより、当該事故と同様な交通事故の再発防止を図ります。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課)

オ 適切に機能分担された道路網の整備

(ア) 高速自動車国道等から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図ります。

(イ) 一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高速自動車国道等の整備やインターチェンジの増設等による利用しやすい環境を整備し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させます。

(ウ) 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進します。

(エ) 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、公安委員会により実施される交通規制・交通管制の連携を強化し、車両速度及び通過交通の抑制などの整備を総合的に実施します。

(オ) 国民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、道路混雑の解消等円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、道路交通、鉄道、海運、航空等複数の交通機関の連携を図るマルチモーダル施策を推進し、鉄道駅等の交通結節点、空港、港湾の交通拠点へのアクセス道路の整備等を実施します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県農地整備課、県森林整備課、県道路建設課、県都市計画課、県高速道路推進課)

カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図ります。

(ア) 安全で円滑な自動車交通を確保するため、事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所については、事故原因の詳細な分析を行い、必要な対策として注意喚起標識、路面表示、薄層舗装の整備等を重点的に実施するとともに、同様に道路構造上往復に分離されていない区間については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため高視認性ポストコーンによる簡易分離施設の視認性向上を図ります。

また、逆走及び歩行者、自転車等の立入事案による事故防止のための標識・標示の整備、情報板の効果的な活用等の推進等の総合的な事故防止対策を推進します。

また、事故発生後の救助・救急活動を支援する緊急開口部の整備及び高速自動車国道におけるヘリコプターによる救助・救急活動を支援します。

(イ) 過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な自動車走行に資するより良い走行環境の確保を図るため、事故や故障による停車車両の早期撤去による渋滞対策を推進します。

(ウ) 道路利用者の多様なニーズにこたえ、道路利用者へ適切な道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム（VICS）およびETC2.0スポット等の整備・拡充を図るとともに、渋滞の解消および利用者サービスの向上を図るため、携帯電話、インターネット等広く普及している情報通信を活用して即時に道路交通情報提供を行う利用者サービスの向上等を推進します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県高速道路推進課、県警察交通規制課、西日本高速道路株式会社中国支社)

【高速自動車国道等の交通事故発生状況】

	H23	H24	H25	H26	H27
交通事故件数	1,863	1,725	1,647	1,583	1,388
うち高速自動車国道等での事故件数	30	18	19	26	35

キ 改築等による交通事故対策の推進

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築等による交通事故対策を推進します。

(ア) 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、バイパスの整備と併せた道路空間の再配分、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道の設置等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進します。

(イ) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点の改良を推進します。

(ウ) 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐停車対策等の推進を図ります。

(エ) 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い歩道、自転車道、コミュニティ道路、歩車共存道路等の整備を推進します。

(オ) 歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の生活道路、歴史のみちすじ等の整備を体系的に推進します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県農地整備課、県森林整備課、県道路建設課、県都市計画課、県高速道路推進課)

ク 交通安全施設等の高度化

(ア) 交通実態に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を推進するとともに、疑似点灯防止による視認性の向上に資する信号灯器のLED化を推進します。

(イ) 道路の構造、交通の状況等に応じて、交通の安全を確保するため、道路標識の高輝度化等の交通安全施設の整備を推進するほか、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認出来るようにするためのキロポスト（地点標）の整備を推進します。

また、依然として多発している夜間死亡事故に対処するため、道路照明・視線誘導標等の設置による夜間事故対策を推進します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課)

(4) 交通安全施設等整備事業の推進

平成 27 年度から 32 年度までを計画期間とする社会資本整備重点計画(平成 27 年 9 月 18 日閣議決定)に即して、県公安委員会と道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等の整備を推進します。

【交通安全施設等の整備状況の推移】

(単位：基)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
信号機	1,236	1,258	1,278	1,296	1,321	1,347	1,353	1,362	1,366	1,372
地域制御*	228	229	229	222	222	222	222	222	222	222
交通情報板	24	25	25	25	25	25	25	25	25	25

* 「地域制御」とは、管制センターエリア内の信号機

ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

平成 25 年に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定された「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課)

イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン 30」等の速度抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通対策を推進します。生活道路における歩行者・自転車利用者の安全を確保するた

め、通過交通の進入抑制や速度抑制、幹線道路における交通流の円滑化を図ります。

また、交通バリアフリー法に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路を重点的に、音響式信号機等の整備、歩車分離式信号の運用や道路標識・道路標示の高輝度化等を推進します。

これらの施策の推進に当たっては、警察署と生活道路を管理する市町村その他の道路管理者とが緊密に連携し、地域住民等の意見を反映しつつ、地区等の事情を踏まえることにします。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課県警察交通規制課)

ウ 幹線道路対策の推進

幹線道路の機能の維持向上のため、信号機の制御設定の計画的な見直し等を推進するとともに、信号機の集中制御化、系統化、感応化、多現示化等の高度化を推進します。また、交通事故が特定の区間に集中して発生する幹線道路の事故危険箇所において、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、信号機の改良、交差点改良等総合的な対策を実施します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課
県警察交通規制課)

エ 交通円滑化対策の推進

交通安全に資するため、信号機の改良、交差点の立体化、分かりやすい案内標識の設置、夜間の交通量に応じた必要な箇所の高輝度標識の設置等を推進するほか、不法占用物件の排除、道路の掘り返しの抑制など道路使用の適正化や駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図るとともに、併せて自動車からの二酸化炭素排出の抑制を推進します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課)

オ I T S の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

信号機の改良等により、死傷事故の抑止、渋滞の緩和等を図ります。

また、交通管制センターの改良等を推進するとともに、光ビーコンの整備拡充、新交通管理システム（UTMS：Universal Traffic Management Systems）の整備推進により、情報収集・提供環境を拡充し、道路交通情報提供の充実等を図ります。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県警察交通規制課)

カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路利用者の視点を生かすことが重要であることから、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下、交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を推進するとともに、「標識BOX」「信号機BOX」等を活用して、道路利用者等が日常感じている意見を取り入れ、道路交通環境の整備に反映します。

また、交通の安全は、住民の安全意識に支えられることから、安全で良好なコミュニティの形成を図るために、交通安全対策に関して住民が計画段階から参加できる仕組みをつくり、行政と住民の連携を推進するとともに、安全な道路環境整備に係る事業の進捗状況、効果等を積極的に公表します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課)

キ 連絡会議等の活用

「島根県道路交通環境安全推進連絡会議」等の連絡会議を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図ります。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課)

(5) 無電柱化の推進

歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、新たな無電柱化計画を地域で策定し、道路の新設拡幅等を行う際に同時整備を推進するとともに、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト縮減等を図るほか、地上機器の小型化による歩行者の安全性確保などの取組により、無電柱化を推進します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課、県都市計画課)

(6) 効果的な交通規制の推進

それぞれの道路の社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通流・量の状況等地域の実態等に応じ、速度規制や駐車規制など既存の交通規制を見直すなど、規制内容をより合理的なものにするよう努め、効果的な交通規制を行うことにより、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図ります。

(県警察交通規制課)

(7) 自転車利用環境の総合的整備【重点事項】

(ア) 安全で快適な自転車利用環境の整備

クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置づけを明確にし、乗用車から自転車への転換を促進します。

増加している歩行者と自転車の事故を減らすため、自転車は車両であるとの原則の下、自転車道や自転車専用通行帯等の整備により、自転車利用環境の総合的な整備を推進します。

また、自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯等の設置区間では、周辺の実態等を踏まえ駐車禁止の規制を実施します。

さらに、自転車を共同で利用するコミュニティサイクルなどの自転車利用促進策などのソフト施策を積極的に推進します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課、県都市計画課、県警察交通規制課)

(イ) 自転車等の駐車対策の推進

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)に基づき、自転車等の駐車対策を総合的に推進するとともに、高齢者、障がい者等の移動の円滑化に資するため、関係機関・団体と連携した広報啓発活動等の違法駐車を防止する取り組み等を推進します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課、県都市計画課)

(8) 高度道路交通システム (ITS) の活用

道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムである「高度道路交通システム」(ITS)を引き続き推進します。

ア 道路交通情報通信システムの整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図ります。

(中国総合通信局、中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県警察交通規制課)

イ 新交通管理システムの推進

最先端の情報技術等を用いて交通管理の最適化を図るため、光ビーコンの機能を活用してU T M S の開発・整備を行うことにより I T S を推進し、安全・円滑かつ快適な環境負荷の低い交通社会の実現を目指します。

(県警察交通規制課)

<目標>

事業内容	26年度現状値	32年度目標値
光ビーコン整備	194基	200基

ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進

交通管制システムのインフラ等を利用して、運転者に対して周辺の交通状況をリアルタイムに情報提供することにより、危険要因に対する注意を促し、交通事故の防止を図る安全運転支援システム（D S S : Driving Safety Support Systems）の整備の推進を図ります。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県警察交通規制課)

エ E T C 2.0 の展開

E T C の通信技術をベースとした E T C 2.0 サービスの普及・促進を官民一体となって展開していきます。また、渋滞回避情報、安全運転支援、災害時の支援といった情報提供サービスをしていきます。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県高速道路推進課、西日本高速道路株式会社中国支社)

オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進

環境に配慮した安全かつ円滑な自動車の運行を実現するため、道路運送事業において実証実験等の実施結果を踏まえ、I T S 技術を活用した、公共車両優先システム（P T P S : Public Transportation Priority Systems）等の整備を推進し、公共交通機関の利用促進や物流の効率化を進めます。

(中国運輸局 島根運輸支局、中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県警察交通規制課)

(9) 交通需要マネジメントの推進

交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図るため、交通管制の高度化等に加え、パークアンドライドの推進、時差通勤・通学、フレックスタイム制の導入等により、道路利用の仕方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を図る交通需要マネジメントを推進します。

地域における自動車交通需要の調整を図ることにより、自動車からの窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を削減し、あわせて温室効果ガスの排出削減を進めます。

ア 公共交通機関利用の促進

バスの定時運行の確保により利用者の利便性を向上させ、公共交通機関利用の促進を図るため、道路交通状況を精査し、必要に応じて車線数や拡幅状況を勘案しながらバス優先・専用レーンの設定、バス感应式信号機や公共車両優先システム等の整備の推進により、鉄道・バスの公共交通機関利用への転換による円滑な道路交通の実現を図ります。

(県交通対策課、県環境政策課、県警察交通規制課)

イ 自動車利用の効率化

貨物自動車の積載率の向上による効率的な自動車利用を推進するため、共同配送システムの構築等による人の輸送や物流の効率化の促進を図ります。

(県交通対策課、県環境政策課)

ウ 交通需要の平準化

交通渋滞の緩和のための、時差出勤・通学及びフレックスタイム制等の普及促進や渋滞の緩和のための道路交通情報提供の充実等による交通需要の平準化を図ります。

(県交通対策課、県環境政策課、県警察交通規制課)

(10) 災害に備えた道路交通環境の整備【重点事項】

災害に備えた道路や災害に強い交通安全施設等の整備を推進するとともに、災害発生時における交通規制の的確な実施や情報提供等の充実を図ります。

ア 災害に備えた道路の整備

災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図ります。

大規模地震発生時の被災地への救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送路の確保など、応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進します。

また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進します。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する高規格幹線道路等の整備を推進します。

また、地震・津波等の災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について防災拠点としての活用を推進します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課)

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震等の災害が発生した場合においても、安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センターの高度化と機能の分散化、交通流監視カメラ、各種車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の高度化整備を推進するとともに、災害発生時の停電や計画停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、予備電源として自動起動型信号機電源付加装置の整備と適切な維持管理を推進します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県警察交通規制課)

ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時は、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を確認した上で、災害対策基本法の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課)

エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への交通情報の提供等に資するため、交通流監視カメラ、車両感知器、道路交通に関する情報提供装置等の整備を図るとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課、西日本高速道路株式会社中国支社)

(11) 総合的な駐車対策の推進【重点事項】

道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、道路交通の状況や地域の特

性に応じた総合的な駐車対策を推進します。

ア きめ細かな駐車規制の推進

地域住民の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進します。

(県警察交通規制課)

イ 違法駐車対策の推進

(ア) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点指向し、地域の実態に応じたメリハリのある取締りを推進します。また、放置車両確認事務の民間委託実施地域においては、道路環境や交通環境の変化に対応した適正な取締りを実施するために、駐車監視員活動ガイドラインの見直し等適切に対応します。

(イ) 運転者の責任を追及できない放置車両については、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を追求します。他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追求を徹底します。

(県警察交通指導課)

ウ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保に関し、積極的な広報・啓発活動を行うとともに関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、地域住民の理解と協力を得ながら、違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図ります。

(県警察交通企画課)

(12) 道路交通情報の充実【重点事項】

安全で円滑な道路交通を確保するためには、運転者に対して正確できめ細やかな道路交通情報を分かりやすく提供することが重要であり、高度化・多様化する道路交通情報に対する国民のニーズに対応し、適時・適切な情報を提供するため、ICT等を活用して、道路交通情報の充実を図る必要があります。

ア 情報収集・提供体制の充実

多様化する道路利用者のニーズに応じて道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ、光ビーコン、交通流監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図るとともに、交通管制エリアの拡大等の交通管制システムの充実・高度化を図るほか、全国の交通規制情報のデータベース化を推進します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課)

イ ITSを活用した道路交通情報の高度化

ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやETC 2.0の整備・拡充を積極的に図るとともに、ETC 2.0サービスにより、情報提供の高度化を図り、交通分散による交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県高速道路推進課、県警察交通規制課)

ウ 分かりやすい道路交通環境の確保

時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた大型固定標識及び路側可変標識の整備並びに利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進します。

また、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置を

推進するとともに、地図を活用した多言語表記の実施等により、国際化の進展への対応に努めます。
(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課)

(13) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

円滑・快適に利用できる道路交通環境を整備することが交通安全の推進には不可欠です。

道路の使用及び占用の適正化等によって、道路交通の円滑化を進めるほか、休憩場所の提供や分かりやすい道路標識等の整備、冬季の積雪・路面凍結対策などの地域に応じた安全の確保などを図ります。

ア 道路の使用及び占用の適正化等

(ア) 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導します。

(イ) 不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、市街地を重点として、実態把握、強力な指導によりその排除に努めます。

不法占用物件等を一扫するため、「道路ふれあい月間」等を中心に、沿線住民を始めとする道路利用者に対し、啓発活動を積極的に行います。

(ウ) 道路の掘り返しの抑制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う交通事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課)

イ 休憩施設等の整備

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課)

ウ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象などにより交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法(昭和27年法第180号)に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課)

エ 地域に応じた安全の確保

交通の安全は地域に根ざした課題であることから、地域の人々のニーズや道路の利用実態等を把握し、その特性に応じた道路交通環境の整備を行います。

また、積雪寒冷特別地域においては、冬期の安全な道路交通を確保するため、信号灯器の縦型化、信号機付加の押ボタンのソフトタッチ式改良等を推進するとともに、積雪・凍結路面对策として適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、交差点等における消融雪施設等の整備、流雪溝、チェーン着脱場等の整備を推進します。

さらに、安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者提供する道路情報提供装置等の整備を推進します。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県警察交通規制課)

2 交通安全意識の普及徹底

- 交通安全の推進には、県民が交通事故防止を自らの課題として認識することが必要であることから、幼児から高齢者に至るまでの各世代において、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進する必要があります。
- 交通の安全は、県民一人一人の安全意識により支えられることから、交通安全対策協議会等の交通安全推進機関、団体が相互に連携して、県民挙げての交通安全推進活動の強化を図る必要があります。
- 高齢化が進展する中で、過去5年の高齢者が関わる交通死亡事故は、増減をくり返しながらは横ばいで推移しています。高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、高齢者の特性を知り、高齢者に配慮する意識を高める啓発を強化する必要があります。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育等の推進

幼児から高齢者に至るまで、ライフステージに応じて段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、若者が交通社会の一員として自ら主体的に交通安全の啓発に取り組めるような環境を整備します。また、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者を保護し、高齢者の特性を知り、高齢者に配慮する意識を高めるよう啓発指導を推進します。

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とします。

幼稚園・保育所及び認定こども園においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を計画的かつ継続的に行います。

幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努めます。

また、交通ボランティアによる幼児に対する通園時の安全な行動の指導、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進します。

(県青少年家庭課、県教委教育指導課、県警察交通企画課)

イ 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施します。

児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全講習会等を開催します。

さらに、交通ボランティアによる通学路における児童に対する安全な行動の指導、児童の保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進します。

(県青少年家庭課、県教委教育指導課、県警察交通企画課)

ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。

中学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室の推進、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施します。

(県青少年家庭課、県教委教育指導課、県警察交通企画課)

エ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とします。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行います。特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図ります。

高等学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室の推進、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施します。

(県青少年家庭課、県教委教育指導課、県警察交通企画課)

<目標>

事業内容	26年度現状値	32年度目標値
指導者の養成・資質向上を図る 学校安全研修	年間5回開催 3,786人 (H17年度からの延べ)	年間5回開催 5,550人 (H17年度からの延べ)

オ 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、運転免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努めます。

運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努めます。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上等を目標とし、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、交通安全団体及び事業所の安全運転管理者等が行う交通安全教育を中心として行います。

また、公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促進するとともに、関係機関団体、交通ボランティア等による活動を促進します。

(県教委社会教育課、県警察交通企画課、県警察運転免許課)

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進【重点事項】

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解してもらうこと、さらに運転者として道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な、幹線道路での逆走防止を含めた実践的 skill 及び交通ルール等の知識を習得してもらうことを目標とします。

本県における交通事故に關与する高齢者の割合は増加傾向にあり、平成 27 年は、37.5 パーセントを占めており、高齢者に対する交通安全教育の充実に努めます。

(ア) 高齢者に対する交通安全教育を推進するため、交通安全指導担当者の養成、指導体制の充実に努めるとともに、地域における交通安全リーダーを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

(イ) 関係団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、特に交通安全教育を受ける機会がなかった高齢者を中心に個別世帯訪問指導や交通安全教室等を開催したり、可搬式運転適性検査機器等を活用するほか、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施します。

(ウ) 平素から高齢者と接する機会が多い福祉関係者をはじめ民間ボランティア等と連携し、全高齢者を対象に家庭訪問による個別指導や助言等が地域ぐるみで行われるよう努めます。その際、夜光反射材の活用等交通安全用品の普及にも努めます。

(エ) 高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習における高齢者学級の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図ります。

(オ) 電動車いすを利用する高齢者に対しては、販売メーカー等と連携して、購入時の指導・助言を徹底するとともに安全利用に係る講習会の開催に努めます。

(カ) 高齢者を対象とした交通安全のための諸活動を促進するとともに、地域や家庭において高齢者に対して地域の実態に応じた適切な助言等が行われるよう、世代間交流の促進に努めます。

(県交通対策課、県高齢者福祉課、県教委社会教育課、県警察交通企画課、県警察運転免許課)

<目標>

事業内容	26年度現状値	32年度目標値
高齢者個別訪問指導	平成26年度の 実施数 105,483人	平成28年度からの 延べ実施数 500,000人

※目標は県民運動数値目標 10万人×5か年

【高齢者に対する交通安全講習の実施状況】

(単位：回、人)

	H23	H24	H25	H26	H27
高齢者交通安全教室開催数	1,056	1,433	1,185	1,234	1,073
参加者数	28,576	35,148	36,975	33,824	32,228

キ 障がい者に対する交通安全教育の推進

障がい者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識を習得してもらうため、地域における福祉活動の場を活用するなどして、障がいの程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。さらに、介護者、ボランティア等の障がい者に付き添う人を対象とした講習会等を開催します。

(県障がい福祉課、県警察交通企画課)

ク 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対しては、我が国の交通ルールに関する知識の普及を目的として交通安全教育を推進します。定住外国人に対して母国とのルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解してもらう交通安全教育に努めるとともに、外国人を雇用する使用者等を通じて、外国人の講習会等への参加を促進します。

また、訪日外国人に対しても、関係機関団体と連携し広報啓発活動を推進します。

(県交通対策課、県警察交通企画課)

(2) 効果的な交通安全教育の推進【重点事項】

高齢者をはじめとした受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、その必要性を理解してもらうため、参加・体験・実践型の交通安全教育方法を活用します。

また、エコドライブが安全運転意識の向上にもつながることから、エコドライブ講習会による安全意識と省資源・省エネ行動の取組意識の啓発を図ります。

(県交通対策課、県環境政策課、県青少年家庭課、県高齢者福祉課、県教育指導課、県警察交通企画課)

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

県民一人一人に広く交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、交通安全県民運動などの普及啓発活動を関係機関・団体と連携・協働し、組織的・継続的に展開します。

ア 交通安全県民運動の推進【重点事項】

県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための県民運動として、鳥根県交通安全対策協議会を始め、国・市町村・団体が相互に連携して、鳥根県交通安全県民運動実施要綱に基づき、運動の年間重点を定め年間を通じて実施する運動や、期間・日を定めて行う運動など、交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

交通安全運動の運動重点としては、高齢者の交通事故防止、子どもの交通事故防止、飲酒運転の根絶等、全国的な交通情勢及び地域の実情に即した重点を定めます。

さらに、全国交通安全運動推進の集い、交通安全県民大会の開催など、県民総参加のきめ細かな交通安全活動を促進するとともに、交通事故多発警報発令時における緊急な啓発活動を行います。

また、事後に、運動の効果を検証、評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう配慮します。

(県交通対策課)

イ 高齢者の交通事故防止対策の推進【重点事項】

高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるため、他の年齢層には、高齢者の特性を理解させ、高齢者を守る思いやりのある運転意識の定着を図るために各種広報媒体を活用し、積極的な広報啓発活動を展開します。

また、高齢者が安全かつ安心して外出したりできるよう、高齢者自身に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践の習慣づけと、高齢運転者の安全意識を高める高齢運転者標識の積極的な使用の促進を図ります。

(県交通対策課、県警察交通企画課)

ウ 自転車の安全利用の推進【重点事項】

自転車は、道路を通行する場合、車両としてのルールの遵守とマナーの実践が必要です。自転車乗車中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため「自転車安全利用五則」による正しい乗り方についての普及啓発を強化し、自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作、イヤホン等の使用の危険性について周知を図ります。

また、夕暮れ時の時間帯から夜間にかけての事故が多いことから、早めのライトの点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材の取り付けを促進します。

さらに、自転車事故による被害者救済に資する傷害保険等の普及（TSマークの普及を含む）に努めるとともに、自転車事故被害軽減対策として、幼児・児童及び高齢者のヘルメット着用促進を呼びかけます。

(県交通対策課、県警察交通企画課)

エ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底【重点事項】

交通事故が発生した場合の被害軽減のため、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの正しい着用を推進するため、関係機関・団体が一体となり、交通安全運動などあらゆる機会・広報媒体を通じて積極的な普及啓発活動を展開します。

(県交通対策課、県警察交通企画課)

オ チャイルドシートの正しい使用の徹底【重点事項】

交通事故が発生した場合に幼児の被害軽減のため、関係機関・団体が一体となり、交通安全運動などあらゆる機会・広報媒体を通じて積極的な普及啓発活動を展開します。

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園、保育所、認定こども園、病院等と連携した保護者等に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図ります。

なお、6歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用させることができない子どもにはチャイルドシートを使用させることについて、広報啓発に努めます。

また、市町村、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを支援します。

(県交通対策課、県警察交通企画課)

カ 早めのライト点灯と反射材の普及促進【重点事項】

平成18年以降、10年間の歩行中の交通事故死者のうち、7割以上が夜間に発生しています。

ドライバーには、早めのライト点灯と上向きライトへのこまめな切り替え、夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者には、事故防止に効果が期待できる夜光反射材の着用普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、関係機関・団体と連携し、夜光反射材の視認・着用効果を理解させる交通安全教育を強化します。

夜光反射材の普及に際しては、特定の年齢層に偏ることなく全年齢層を対象とし、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材の組み込みを推奨するとともに、適切な製品の情報提供に努めます。

(県交通対策課、県警察交通企画課)

キ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立【重点事項】

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するため、運転者教育では、飲酒運転の厳罰化について、繰り返し教育するとともに、酒酔い体験ゴーグルや自動車教習所における飲酒運転体験教室等、飲酒が運転に及ぼす影響を実感できる教育を推進します。

また、交通関係機関・団体や酒類販売業者等関連業界と連携し、広報啓発・飲酒運転根絶署名簿の提出・ハンドルキーパー運動の推進に取り組みます。

さらに、地域、職域等における飲酒運転根絶の取り組みを更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という県民の規範意識の確立を図ります。

(県交通対策課、県警察交通企画課)

ク 危険ドラッグ対策

麻薬・覚せい剤乱用防止運動にあわせ、危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図ります。

(県薬事衛生課、県警察交通企画課)

ケ 効果的な広報の実施

交通の安全に関する広報については、関係機関・団体と連携し、各種交通安全キャンペーンを積極的に展開することにより、県民一人一人が交通安全を自らの問題としてとらえ、これを実践するような効果的な広報活動を実施します。

そのため、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用して、交通事故の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報等、分かりやすく実効の挙がる内容で実施します。

(ア) 交通安全に果たす地域・家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、市町村・町内会等を通じた広報等により、家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努め、子ども、高齢者等を交通事故から守るとともに、シートベルト・チャイルドシートの正しい着用・飲酒運転等の根絶を図ります。

(イ) 交通安全県民運動の運動期間に合わせたポスター・チラシの配布や交通死亡事故多発警報の発令時の緊急情報提供など、市町村や交通安全推進団体・機関に対するタイムリーな情報提供を行います。

(ウ) 歩行者・自転車利用者・運転者が、日頃利用している道路での交通事故の発生実態を周知し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう、インターネット等を通じて交通事故データ及び交通事故多発地点に関する情報の提供に努めます。

(県交通対策課、県警察交通企画課)

(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進【重点事項】

民間団体や交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動を促進するため、交通安全指導者の養成等諸活動に対する支援や交通安全に必要な資料の提供活動の充実に努めます。

また、地域団体、自動車関連団体等が、それぞれの立場に応じた交通安全活動が積極的に行われるよう、

交通安全県民運動等の機会を通じて働きかけを行います。そのため島根県交通安全対策協議会を中心に交通安全対策に関する行政・民間団体間で定期的に連絡協議を行い、県民挙げての活動を推進します。

さらに、地域住民の交通安全指導と交通安全教育に携わっている市町村の交通指導員に対する研修会の実施など、その指導・支援に努めます。

(県交通対策課、県青少年家庭課、県警察交通企画課)

(5) 県民の参加・協働の推進【重点事項】

交通の安全は、県民自らの交通安全に関する意識改革が重要であり、交通安全意識の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と県民が協働し、それぞれの地域に応じた身近な活動を推進します。

(県交通対策課、県警察交通企画課)

3 安全運転の確保

○ 安全運転を確保するには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、運転者のみならず、これから運転する者までも含めた教育の充実に努めます。

特に、今後大幅に増加することが見込まれる高齢運転者に対する教育の充実に努める必要があり、身体機能の低下等により自動車等の運転に不安を有する高齢運転者が運転免許証を返納しやすい環境を整え、免許自主返納を奨励します。

○ 運転者に対して、横断歩道では歩行者が優先であることを含め、高齢者や障がい者、子どもを始めとする歩行者や自転車に対する保護意識を図る必要があります。

○ 企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業等の自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実と交通労働災害防止等の取り組みを進める必要があります。

○ 道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象に関する適時、適切な情報提供の充実を図る必要があります。

(1) 運転者教育等の充実

安全運転を実践できる運転者を育成するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、免許取得時及び取得後の教育の充実に図ります。

ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

(ア) 自動車教習所における教習の充実

自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案した教習内容の充実、教習指導員等の資質の向上、教習技法の充実を図るなど、教習水準の向上に努めます。

(イ) 取得時講習の充実

運転免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努めます。

(県警察運転免許課)

イ 運転者に対する再教育等の充実

取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、更新時講習及び高齢者講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努めます。

特に、飲酒運転を防止するという観点から、飲酒運転違反者に対する取消処分者講習の内容の充実

に努めます。

また、自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実を促進します。

(県警察交通企画課、県警察運転免許課)

ウ 二輪車安全運転対策の推進

取得時講習のほか、自動二輪車安全運転講習及び原付安全講習を推進し、自動二輪車の二人乗りについての知識・技能の向上、乗車時のプロテクターの着用など、二輪車の特性に応じた安全教育に努めます。

また、自動車教習所の教習施設及び体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努めます。

(県警察交通企画課、県警察運転免許課)

エ 高齢運転者対策の充実【重点事項】

(ア) 高齢者に対する教育の充実

高齢者講習の効果的実施、更新時講習における高齢者学級の拡充等に努めます。

特に、認知機能検査に基づく高齢者講習においては、検査の結果に基づくきめ細かな教育に努めます。

(イ) 臨時適性検査の確実な実施

認知機能検査、運転適性相談の機会を通じて、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、臨時適性検査の確実な実施により、安全な運転に支障のある者については、運転免許の取消等の適切な行政処分を行います。

また、臨時適性検査の円滑な実施のため、認知症専門医等との連携を強化するなど、体制の強化に努めます。

(ウ) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図るとともに、高齢者マークを取り付けた自動車に対する保護意識の高揚を図ります。

(県警察交通企画課、県警察運転免許課)

<目標>

事業内容	26年度現状値	32年度目標値
高齢者マークの普及	使用率 37.7%	使用率 60%以上

オ 高齢運転者支援の推進【重点対策】

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関が連携し、運転経歴証明書の周知、運転免許証を自主返納した場合の支援措置の充実・整備に努めます。

(県交通対策課、県警察交通企画課、県警察運転免許課)

カ シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメット着用義務違反に対する街頭での指導取締りの強化を図ります。

(県警察交通企画課、県警察交通指導課)

キ 自動車安全運転センターの業務の充実

運転経歴・交通事故の証明、累積点数の通知業務等を的確に行うとともに、運転者の安全意識向上のためのSDカードの普及を促進します。

また、安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用した交通安全教育の紹介を行い、利用促進を図ります。

(県警察交通企画課、県警察運転免許課)

ク 自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施します。

(県交通対策課、県警察交通企画課、県警察交通指導課)

ケ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

運行管理者一般講習や事業者に対する監査等の機会を捉えて適性診断の受診を徹底するとともに、診断結果に基づく適切な指導を行います。

(中国運輸局 島根運輸支局)

コ 危険な運転者の早期排除

行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適正検査等の迅速・的確な実施に努めるなど、危険な運転者の早期排除を図ります。

(県警察運転免許課)

(2) 県民の立場に立った運転免許業務の推進

運転免許更新手続きの簡素化の推進により、県民の負担の軽減を図るとともに、高齢者講習については、自動車教習所と連携して、受講者の受け入れ体制を図り、さらに運転免許センターにおける障がい者等のための設備・資機材の整備及び運転適性相談活動の充実を図ります。

(県警察運転免許課)

(3) 安全運転管理の推進【重点事項】

安全運転管理者及び副安全運転管理者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図ります。

さらに、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を十分活用するとともに、使用者・安全運転管理者等による指示・容認等については、使用者等の責任追及を徹底し、適正な運転管理を図ります。

(県警察交通企画課)

【安全運転管理者講習等受講者数】

(単位：人)

	H22	H23	H24	H25	H26
安全運転管理者講習	3,750	3,698	3,694	3,702	3,719
受講率	100%	100%	100%	100%	100%

(4) 自動車運送事業者の安全対策の充実

事業用自動車による輸送の安全を確保するため、自動車運送事業者に対しあらゆる機会をとらえて指導を行うとともに、悪質違反や交通事故を引き起こした事業場の立入監査及び事業場査察を実施するなど、安全運行の確保に努めます。

ア 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の実施【重点事項】

(ア) 事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行います。運輸安全マネジメント評価にて、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認します。

自動車運送事業等の運行管理者に対する指導講習については、自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対し、運行管理者に受講させるよう義務付けるとともに、受講の環境を整えるため、講習実施の認定基準を明確化したところであり、引き続き、講習の実施者への民間参入を促進します。

また、事業者等の安全意識の高揚を図るため、メールマガジン「事業用自動車安全通信」により、事業者等に事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を引き続き提供します。

(イ) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては、厳格化された基準に基づき厳正な処分を行います。

さらに、バス事業における交替運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握するため、空港等のバス発着場を中心とした街頭監査を進めていきます。

また、行政が保有する事業用自動車に関する各種情報の分析機能を強化するため、事業者特性・事故原因等の相関及び傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等を抽出する「事業用自動車総合安全情報システム」を構築し、効果的・効率的な指導・監督を実施することで、事業用自動車による事故の未然防止を実現するとともに、監査実施体制の充実・強化を図ります。関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図ります。

また、事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である、適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図ります。

(ウ) 点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、常習飲酒者を始めとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指します。

また、危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を図るため、危険ドラッグ等薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、事業者や運行管理者等に対し指導を行います。

(エ) 事業者による事故防止の取組を推進するため、運行管理に資する機器等の普及促進に努めるとともに、社内での安全教育を促進するため、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対して支援するなど、社内での安全教育の充実を図ります。

また、自動車の ICT 化の進展に伴い取得可能になった運転情報や自動車運転者の生体情報、事

故情報等を含むビッグデータを活用した事故防止運行モデル等を構築し、同モデルの普及を図るとともに、車両と車載機器、ヘルスケア機器等を連携させた次世代型の運行管理・支援システムを検討・実現し、更なる事故の削減を目指します。

- (オ) 輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、新たな免許区分である準中型免許の創設を踏まえ、初任運転者向けの指導・監督マニュアルの策定や、高齢運転者等に対する、より効果的な指導方法を確立し、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施します。

さらに、平成 28 年 1 月 15 日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、国による原因究明と再発防止対策の動向を注視しつつ、適切に対応します。

- (カ) 交替運転者の配置基準の遵守など、過労運転防止対策を引き続き推進するとともに、健康起因事故の発生を踏まえ、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に脳ドッグ等をスクリーニング検査の推奨項目に追加したところであり、引き続き同マニュアルの周知・徹底を図るなど、健康に起因した事故の未然事故防止対策を推進します。

(中国運輸局 島根運輸支局)

イ 事業用自動車の重大事故に関する事故調査機能等の強化

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明や、より客観的で質の高い再発防止策を提言するため、平成 26 年に事業用自動車事故調査委員会が発足したところであり、今後、同委員会における事故の原因分析・再発防止策の提言を受け事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進します。

(中国運輸局 島根運輸支局)

ウ テレマティクス等を活用した安全運転の促進

車両等の通信システムを利用したテレマティクス技術により取得が可能となった急加速・急ブレーキの回数等の様々な運転情報を基に、安全運転指導サービスや安全運転を促すテレマティクス保険など、民間による安全運転促進のための新たなサービスの提供を促進します。

(中国運輸局 島根運輸支局)

エ 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称 G マーク事業）を促進します。

また、国、地方公共団体及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称 G マーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努めます。

(中国運輸局 島根運輸支局)

(5) 交通労働災害の防止等

長時間労働を原因とする交通労働災害の防止を図るため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等の厳守の徹底を図ります。

ア 交通労働災害の防止

交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を行い、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理及び適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対す

る意識の高揚等を促進します。

また、これらの対策が効果的に実施されるよう関係団体と連携して、交通労働災害防止担当管理者の配置、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく同管理者及び自動車運転業務従事者に対する教育の実施を推進するとともに、労働時間管理適正化指導員による事業場に対する個別指導等を実施します。

(鳥根労働局)

イ 運転者の労働条件の適正化

自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）の履行を確保するための監督指導を実施するとともに、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進等の“働き方改革”を進めます。

また、関係行政機関相互の連絡会議の開催及び監査・監督結果の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じて合同の監査・監督を実施します。(鳥根労働局)

(6) 道路交通に関連する情報の充実

多様化する道路利用者のニーズに応えるため、ICT等を活用しながら、道路利用者に対し、必要な道路交通情報等を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するとともに、情報提供・提供体制の充実を図ります。

ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等

危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等での事故の際に、必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について、危険物輸送事業者の指導を強化します。

(県消防総務課)

イ 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策【重点事項】

国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保を図るため、関係者に対して、コンテナ貨物の重量等に関する情報の伝達やコンテナロックの確実な実施等を内容とする、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」の周知を図ります。

(中国運輸局 鳥根運輸支局)

ウ 気象情報等の充実

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努めます。また、道路の降雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進します。

さらに、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有やICTを活用した観測・監視体制の強化を図るものとします。このほか、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努めます。

(松江地方気象台、中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課)

4 車両の安全性の確保

- エレクトロニクス技術の自動車への利用範囲の拡大を始め、自動車に関する技術の進歩は目覚ましく、車両の安全対策として効果が期待できる範囲は確実に拡大しています。車両構造に起因する事故について対策を講ずるとともに、主に運転ミス等の人的要因に起因する事故についても、交通事故の未然防止を図って行くことが求められています。
- 自動車には、タイヤ等走行に伴い摩耗、劣化する部品や、ブレーキオイル等時間の経過とともに劣化する部品等が多く使用されており、自動車の安全な走行を確保するためには、自動車ユーザーの適切な保守管理の促進と確実な自動車検査の実施が必要です。

(1) 自動車の検査及び点検整備の充実【重点事項】

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせて進化する自動車技術に対応する自動車検査体制の整備を推進し、道路運送車両法に基づく自動車検査の確実な実施を図ります。

また、道路交通に危険を及ぼす不正改造を防止するため、自動車使用者への立入検査を行うとともに、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両をはじめとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進します。

ア 自動車の検査体制の充実

道路運送車両の保安基準の拡充・強化にあわせて進化する自動車技術に対応して、電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発、ICT化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく新規検査等の自動車検査を確実に実施し、また、不正改造を防止するため、適宜、自動車使用者の立入検査を行うとともに、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両、基準不適合車両並びに不正軽油等使用車両の排除等を推進します。

さらに、指定自動車整備事業（民間車検）制度の適正な運用を図るため、事業者に対する指導監督を強化するとともに、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の効率化と検査体制の充実強化を図ります。

（中国運輸局 島根運輸支局）

イ 自動車の点検整備の充実

(ア) 自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進します。

また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、あらゆる機会をとらえ、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進します。

なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図ります。

(イ) 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査

等を強化することにより、不正改造防止について自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高めます。

また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努めます。

(ウ) 自動車整備対策の推進

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車分解整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について指導します。

また、自動車分解整備事業者における設備の近代化や経営管理の改善等への支援を推進します。

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進します。

また、近年、ペーパー車検等の不正事案が増加していることから、指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化します。

(中国運輸局 島根運輸支局)

(2) 自動車アセスメント情報の提供等

自動車使用者に対して、定期的に自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報や自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報等を提供する自動車アセスメント事業を推進し、A S V技術等の自動車の安全に関する先進技術の県民への理解促進を図ります。

また、チャイルドシートについても、製品ごとの安全性に関する比較情報等を提供し、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図ります。

(中国運輸局 島根運輸支局)

(3) リコール制度の充実・強化【重点事項】

自動車装置の共通化やモジュール化が進み、大規模なりコールが行われていることから、リコールを迅速かつ確実に実施するため、装置制作者等からの情報収集体制の強化を図ります。

また、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対しては、自動車の不具合について関心を高めるために関連情報等の提供の充実を図ります。

なお、情報により安全・環境性に疑義のある自動車については、独立行政法人自動車技術総合機構において現車の確認等による技術的検証を行います。

(中国運輸局 島根運輸支局)

(4) 自転車の安全性の確保

自転車事故の防止を図るためには、自転車利用者が定期的に点検整備を受け、正しい利用方法の指導を受ける意識を徹底するとともに、自転車事故による被害者救済のための損害賠償保険等の普及、T S (TRAFFIC SAFETY) マーク貼付の自転車利用の指導・広報を推進します。

また、夜間における交通事故防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進を図ります。
(県交通対策課、県警察交通企画課)

5 道路交通秩序の維持

- 交通ルール無視による交通事故を防止するためには、交通指導取締り、交通事故事件捜査、暴走族取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要があります。

このため、交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質性危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進します。

また、交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進を図ります。

- 暴走行為に対しては、暴走させない環境づくりと指導取締りを強化します。

(1) 交通の指導取締りの強化等

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いた指導取締りを効果的に推進するとともに、高速自動車国道等においては、軽微な違反行為であっても重大事故に直結することから、違反の未然防止及び交通流の整序を図ります。

また、交通事故分析、交通違反と交通事故のクロス分析等をもとに、交通事故の発生実態に的確に対応した、科学的かつ効率的な指導取締りを推進します。

ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等【重点事項】

(ア) 交通事故抑止に資する指導取締りの推進

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化し、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、著しい過積載等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化を図ります。

特に、飲酒運転・無免許運転については、常習者を交通の場から排除し、周辺者に対する捜査を徹底するなど、根絶に向けた取組を推進するとともに、引き続き、児童、高齢者、障害者の保護の観点に立った指導取締りを推進します。

(イ) 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図ります。

(ウ) 自転車利用者に対する指導取締りの推進

無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進します。

(県警察交通指導課)

イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

高速道路では、軽微な違反行為であっても重大交通事故に直結するおそれがあることから、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図るとともに、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に、著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、通行帯違反等の交通指導取締りを強化します。

(県警察交通指導課)

(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進【重点事項】

ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れた捜査の徹底を図ります。

（県警察交通指導課）

イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化等

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修による捜査員の捜査能力の一層の向上に努めます。

（県警察交通指導課）

ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進します。

（県警察交通指導課）

(3) 暴走族等対策の強化【重点事項】

暴走行為を未然に防止し、交通秩序を確保するとともに、青少年の健全な育成に資するため、地域における関係機関・団体が連携を強化し暴走行為等ができない道路環境づくりを推進します。

ア 関係機関・団体との連携

青少年関係機関・団体と連携して、情報共有を図り、青少年の暴走行為の未然防止を図ります。

また、家庭、学校、職場、地域等関係機関・団体との連携の下、暴走族の解体、暴走族への加入阻止、暴走族からの離脱等の支援活動を徹底します。

（県交通対策課、県青少年家庭課、県教委教育指導課、県警察交通企画課、県警察交通指導課）

イ 暴走行為阻止のための環境整備

暴走族等（暴走族及び違法行為を敢行する旧車会員（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者））及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに、関係機関・団体が連携を強化して暴走行為等ができない道路環境づくりを講じることとします。

また、各種広報媒体の活用や街頭活動の機会を捉えて、青少年の暴走行為を阻止するための啓発活動を推進し、暴走行為を許さない環境づくりを行います。

（県交通対策課、県青少年家庭課、県教委教育指導課、県警察交通企画課、県警察交通指導課）

ウ 暴走行為者に対する指導取締りの推進

暴走族等取締りの体制及び装備資機材の充実を図り、集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を駆使して検挙及び補導を徹底する等暴走族等に対する指導取締りを強化します。

（県警察交通指導課）

エ 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行います。

また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて事務所等に立入検査を行います。

その他、違法行為を敢行する旧車会員に対する実態把握を徹底し、把握した情報を関係都道府県間で共有化するとともに、不正改造等の取締りを強化するなどの確な対応を推進します。

6 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限にとどめるため、道路上で発生した交通事故に即応できるよう救助・救急体制、救急医療体制の連携の確保と一層の整備を促進する必要があります。

(1) 救助・救急体制の整備

交通事故に起因する救助活動の増大や事故の複雑多様化に対処し、高速自動車国道等を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制の整備を図ります。

ア 救助・救急体制の整備・拡充【重点事項】

交通事故に起因する救助・救急活動の増大や事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救急関係機関における救助・救急体制の整備・拡充を図ります。

(県消防総務課、各消防本部)

イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実【重点事項】

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対応するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）との連携による救助・救急体制の充実を図ります。

(県消防総務課、各消防本部)

ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

交通事故現場に居合わせた人による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED:Automated External Defibrillator）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等、普及啓発活動を推進します。

心肺蘇生法等の応急手当の知識・実技の普及を図るため、消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社、民間団体等の関係機関においては、指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、「救急の日」、「救急医療週間」等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進します。また、応急手当指導者の養成を積極的に行っていくほか、救急要請受信時における応急手当の口頭指導を推進します。

さらに、自動車教習所における教習及び取得時講習、更新時講習等において応急救護処置に関する知識の普及に努めるほか、交通安全の指導に携わる者、安全運転管理者等及び交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対しても広く知識の普及に努めます。

また、業務用自動車を中心に応急手当に用いるゴム手袋、止血帯、包帯等の救急用具の登載を推進します。

加えて、学校においては、教職員対象の心肺蘇生法（AED（自動体外式除細動器）の取り扱いを含む）の実習及び各種講習会の開催により指導力・実践力の向上を図るとともに、中学校、高等学校の保健体育において止血法や包帯法、心肺蘇生法等の応急手当（AEDを含む）について指導の充実を図ります。さらには、自動車事故の負傷者に対して、迅速かつ適切な応急処置を行うために必要な救急法の知識と技術の普及の観点から、自動車事故救急法講習の確実な実施を図ります。

(県消防総務課、県医療政策課、県教委教育指導課、県警察交通企画課、県警察運転免許課、各消防本部)

エ 救急救命士の養成・配置等の促進【重点事項】

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与及び輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進します。また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図ります。

（県消防総務課、各消防本部）

<目標>

事業内容	26年度現状値	32年度目標値
救急救命士の養成 ※各消防本部の救急隊に所属する救急救命士数	293名	318名

オ 救助・救急用資機材の整備の推進【重点事項】

救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材の整備を推進します。

（県消防総務課、各消防本部）

カ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進【重点事項】

ヘリコプターは、事故の状況把握、負傷者の救急搬送及び医師の迅速な現場投入に有効であることから、ドクターヘリとの連携を図り、救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進します。

（県消防総務課、県医療政策課）

キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練を積極的に推進します。

（県消防総務課、各消防本部）

ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

高速道路における救急業務について、沿線市町村と西日本高速道路株式会社は相協力して適切かつ効率的な人命救助を行うために、通信連絡体制等の充実を図るとともに、インターチェンジ所在市町村等に財政措置を講じ、当該市町村等においても、救急業務実施体制の整備を推進します。

さらに、西日本高速道路株式会社及び関係市町村等は、救急業務に必要な施設等の整備、従業者に対する教育訓練の実施を推進します。

（県消防総務課、市町村、各消防本部、西日本高速道路株式会社中国支社）

ケ 現場急行支援システムの整備の推進

緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム（FAST：Fast Emergency Vehicle Preemption Systems）の整備を図ります。

（県消防総務課、県警察交通規制課、各消防本部）

コ 緊急通報システムの整備

交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出及び事故処理の迅速化のため、人工衛星を利用して位置を測定するGPS技術を活用し、自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携

帯電話を通じてその発生場所の位置情報や事故情報を消防・警察等に通報することなどにより緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム（HELP：Help system for Emergency Life Saving and Public safety）の普及を図ります。

（県消防総務課、県警察交通規制課、各消防本部）

(2) 救急医療体制の整備

交通事故による負傷者の救命率・救命効果をより向上させるため、救急医療体制の整備を図ります。

ア 救急医療機関等の整備【重点事項】

救急医療体制の基盤となる初期救急医療体制を整備・拡充するため、地区医師会や市町村の協力の下、休日・夜間急患センターの設置や在宅当番医制の普及定着化を推進します。

また、初期救急医療体制では応じきれない重症救急患者に対応するため、救急病院、救急診療所の確保に努めるとともに、病院群輪番制により第二次救急医療体制の整備を図ります。

さらに、重篤な患者を受け入れるための第三次救急医療体制として、複数科にまたがる診察機能を有する24時間体制の救命救急センターの充実を図ります。

（県医療政策課、市町村）

救命救急センター	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県立中央病院 ・松江赤十字病院 ・独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター
----------	---

イ 救急医療担当医師・看護師の養成等【重点事項】

救急医療に携わる医師の確保に努めるとともに、救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対しても、地域における救急患者の救命率をより向上させるための研修を拡充し、救急医療従事者の確保とその資質の向上を図ります。

看護師についても、救急時に的確に医師を補助できるよう看護職員養成施設における救急医療実習の充実、就業後の救急医療研修の実施等により、救急医療を担当する看護師の養成に努めます。

（県医療政策課）

ウ ドクターヘリ事業の推進【重点事項】

医師や看護師が同乗し、救命医療を行いながら、救急患者を搬送できるドクターヘリ（平成23年6月運航開始）の活用により、交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図ります。

（県医療政策課）

(3) 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図ります。

また、医師、看護師等の判断を直接救急現場に届けられるようにするため、救急自動車に設置した自動車電話又は携帯電話により医師と直接交信するシステム（ホットライン）や、患者の容態に関するデータを医療機関へ送信する装置等を活用するなど、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進します。

（県消防総務課、県医療政策課、市町村、各消防本部）

7 被害者支援の充実と推進

交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けている交通事故被害者等に対する支援の重要性から犯罪被害者等基本法の下、交通事故被害者等への交通事故相談業務など総合的な施策の推進が必要です。

(1) 交通事故相談業務の充実

交通事故被害者等は、損害賠償などの交通事故に関する知識や情報が不十分な場合が少なくないことから、相談の機会を提供している県交通事故相談所における相談体制を確保します。また、その相談内容に応じて、日本司法支援センターとの連携等、関係機関・団体等の紹介等により、円滑かつ適正な相談活動を推進します。さらに、警察においても、交通事故被害者に対する適正かつ迅速な支援の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進します。

(県交通対策課、県警察交通指導課)

島根県交通事故相談所の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・松江相談所（常設） ・浜田相談室（毎週水曜日） ・巡回相談（出雲・大田・益田・隠岐）
---------------	---

【交通事故相談件数の推移】

(単位：件)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
相談件数	670	708	643	566	644	481	427	379	332	323

(2) 損害賠償の請求についての援助等

県交通事故相談所、警察、日弁連交通事故相談センター、民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関と連携を図り援助活動を推進します。

ア 交通事故相談活動の推進

県交通事故相談所を活用し、地域における交通事故相談活動を、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センター、その他民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関、団体等と連携を図り円滑かつ適正な相談活動を推進します。

また、交通事故相談所等において各種の広報を行うほか、市町村等の広報誌の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者等に対し広く相談の機会を提供します。

(県交通対策課、県警察交通指導課)

イ 損害賠償の援助活動等の強化

警察においては、交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進します。また、関係機関が行う人権相談において交通事故に関する人権相談を取り扱うとともに、関連団体における交通事故の損害賠償請求についての相談及び援助に関する業務の充実を図ります。

(県交通対策課、県警察交通指導課)

(3) 交通事故被害者支援の充実強化

ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

自動車事故による被害者救済の充実を期するため、独立行政法人自動車事故対策機構が行う各種資

金貸付制度の利用促進について、市町村等を通じ積極的な広報活動を行います。

(中国運輸局 島根運輸支局、県交通対策課)

イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

県交通事故相談所、警察や交通安全活動推進センターにおける交通事故相談に当たっては、交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を推進します。

警察においては、被害者等に対して交通事故の概要、捜査過程等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引き」を作成し、活用します。特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図るとともに、加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図ります。

さらに、交通事故捜査を担当する警察職員に対しては、警察学校における教育・研修を実施するほか、各警察署に対する巡回教育等を行い、被害者等の心情に十分配慮した適切な被害者支援が推進されるよう努めます。

(県交通対策課、県警察交通企画課、県警察交通指導課)

(4) 無保険（無共済）車両対策の徹底

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償制度に関し、自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等により広く県民に周知するとともに、街頭における指導取締りの強化等を行い、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底します。

(中国運輸局 島根運輸支局、県警察交通企画課、県警察交通指導課)

8 研究開発及び調査研究の充実

交通事故の要因がますます複雑化、多様化する中で、有効かつ適切な交通安全対策を推進するため、人、道路、車の3要素それぞれの関連分野で、研究開発、調査研究を一層推進するとともに各分野協力の下、総合的な調査研究の充実が必要です。

(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進

交通安全対策のより効率的、効果的な推進を図るため、各種の対策による交通事故削減効果及び人身障害等事故発生後の被害の軽減効果について、客観的な事前評価、事後評価を効率的に行うためのデータ収集、分析・効果予測方法の充実を図ります。

また、多様な側面を有する交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、交通事故に関して統計学的な見地から分析を行い、交通事故の発生に関する傾向や特徴について、長期的な予測手法の検討を図ります。

(中国地方整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所)

(2) 道路交通事故の分析と活用

交通事故実態を的確に把握し、効果的な交通安全施策の検討、立案等を行っている交通事故分析センターを活用して、人、道路及び車両について総合的な観点から事故分析を行い、効果的な交通安全施策を行っていきます。

また、交通事故調査・分析に係る情報を積極的に提供し交通安全に対する意識の高揚を図ります。

(県交通対策課、県警察交通企画課)

(3) 高齢者の交通事故防止に関する調査研究

高齢社会の進展に伴う交通事故情勢の推移に対応して、高齢者が安全にかつ安心して移動・運転できるよう、適切な安全対策を実施するため、道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通行動特性を踏まえた効果的な交通事故防止対策の立案に関する研究を推進します。

(県交通対策課、県警察交通企画課)